

桑名市通園自動車運行管理に関する規程を次のように定める。

令和7年5月7日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市通園自動車運行管理に関する規程

(趣旨)

第1条 通園自動車(以下「自動車」という。)の運行管理については、この訓令の定めるところによる。

(運行管理者等)

第2条 自動車運行管理者(以下「管理者」という。)は子ども未来部長とし、自動車の使用管理に関する指揮監督に当たる。

2 管理者の下に副管理者及び管理主任を置く。

3 副管理者は、幼保支援課長とし、管理者を補佐する。

4 管理主任は、多度幼稚園長及び多度保育所長とし、緊密な連携の下、管理者の指示に従い、安全な運行管理を行うものとする。

(目的)

第3条 自動車の使用目的は、多度幼稚園児及び多度保育所園児の遠距離通園の送迎を原則とし、他に利用する場合は、市長の許可を得て、これを運行するものとする。

(定期運行経路)

第4条 定期運行経路は、管理者が定めた経路とする。

(運行管理)

第5条 運行については、安全確実を旨とし、以下の各号の規定を遵守し運行するものとする。

(1) 自動車運転士は、管理者の定めた者とする。

(2) 定期運行のときは、必ず介添者1人を同乗させなければならない。

(3) 自動車を利用する園児の保護者は、通園バス利用申込書(別記様式)を提出しなければならない。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

通園バス利用申込書

住所  
園児氏名  
生年月日                      年              月              日

上記の園児の 多度幼稚園 への通園に当たり、マイクロバスの利用を申し込み、乗車中の  
多度保育所  
一切の事項については、市に委任します。

年              月              日

保護者氏名